

福岡市食育推進キャラクター「いくちゃん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市食育推進キャラクター「いくちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、地域保健課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 福岡市の行政機関が使用するとき。
- (2) 学校等教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) 個人が個人的に使用、または家庭内で使用するとき。
- (5) その他、地域保健課長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 地域保健課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 福岡市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、地域保健課長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、使用承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、地域保健課長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、キャラクターを使用する物品等には「いくちゃん」との表記を付すること。ただし、地域保健課長が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用承認変更申請書(様式第3号)を地域保健課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 地域保健課長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、地域保健課長はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、地域保健課長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、地域保健課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。